⑵　退去命令

退去命令が発令された後に当該退去命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去命令の再度の申立てがあったときの発令要件は、次のとおりである（法第18条第１項、第28条の２）。

ア　配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者、生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際相手であった者）と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該退去命令の効力が生ずる日から起算して２月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去命令を再度発する必要があると認めるべき事情があること（法第18条第１項本文、第28条の２）。

イ　再度の退去命令を発することにより相手方である配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手の生活に特に著しい支障を生ずると認められないこと（法第18条第１項ただし書、第28条の２）。

イの要件については、相手方である配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手において生活に特に著しい支障を生ずると認めるに足りる事情を主張立証する必要がある。

２　再度の申立ての方法等

退去命令以外の保護命令の再度の申立ての方法については、最初の保護命令の申立ての手続と変わるところはないが、退去命令の再度の申立ての方法については、次のような申立書の記載事項等の特例がある。

⑴　申立書の記載事項等（法第18条第２項、第12条第１項、第28条の２）

ア　配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況。

イ　配偶者若しくは生活の本拠を共にする交際相手からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力、生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際相手であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）又は配偶者若しくは生活の本拠を共にする交際相手からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者若しくは生活の本拠を共にする交際相手から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力、生活の本拠を共にする交際相手からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際相手であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる再度の申立ての時における事情。

ウ　配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者、生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した場合にあっては、当該生活の本拠を共にする交際相手であった者）と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該退去命令の効力が生ずる日から起算して２月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去命令を再度発する必要があると認めるべき事情。

エ　支援センターの職員又は警察職員に対し、ア及びイの事項並びにウの事情について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無。

オ　エにおいて相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があるときは、次の事項。

㋐　当該支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称。

㋑　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所。

㋒　相談又は求めた援助若しくは保護の内容。

㋓　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容。

⑵　申立てに当たって提出すべき資料

⑴の申立書に⑴オの事項の記載がない場合には、申立書には、⑴ア及びイの事項並びにウの事情についての申立人の供述を記載した公証人の宣誓認証のある書面を添付しなければならない（法第18条第２項、第12条第２項、第28条の２）。

⑶　保護命令の再度の申立ての手数料等

保護命令の再度の申立てに要する手数料は、保護命令の申立てと変わらない。

附　則

この告示は、平成二十六年一月三日から施行する。

○厚生労働省告示第三百八十六号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の施行に伴い、及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第四項（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第二条第四項の場合を含む。）の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成十三年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月三日から適用する。

平成二十五年十二月二十六日　厚生労働大臣　田村　憲久

題名中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第二号中「被害者」の下に「（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。以下同じ。）」を加える。

○原子力規制委員会告示第三号

原子力発電工作物の保安に関する省令の一部を改正する省令（平成二十五年経済産業省令第二号）の施行に伴い、及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）第一条第二項第四号の規定に基づき、原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第一条第二項第四号に規定する別に告示する主要原子力発電工作物を構成する設備の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十二月二十六日　経済産業大臣臨時代理　国務大臣　石原　伸晃

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第一条第二項第四号に規定する別に告示する主要原子力発電工作物を構成する設備の一部を改正する告示

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第一条第二項第四号に規定する別に告示する主要原子力発電工作物の保安に関する省令（平成二十四年経済産業省令第六十九号。以下「原子力保安省令」という。）」を「原子力発電工作物の保安に関する命令（平成二十四年経済産業省令第六十九号。以下「原子力保安命令」という。）」に、「原子力保安省令別表第二」を「原子力保安命令別表第二」に改める。

附　則

この告示は、原子力発電工作物の保安に関する省令の一部を改正する命令の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。

発行所　独立行政法人国立印刷局　東京都港区虎ノ門四丁目　電話　03（3587）4294
定価　本号一部　一ヵ月、一五九六円（本体一、五三〇円）　送料　一三六円（本体一、三〇〇円）　別（配）
第三種郵便物認可　平成二十五年三月三十一日　第明治三